

## 取立手形取扱規定

1. 手形代り金は、取立が完了し当行が資金を受領次第、貴預金勘定にご入金いたします。
2. 手形引受がおこなわれない場合または不渡りの場合は、特にご依頼のない限り拒絶証書の作成、償還請求の通知、その他の法定手続はいたしません。  
また、ご依頼がありましても支払地の法律、商慣習、その他の理由で上記手続のできない場合も同様です。
3. 手形付属荷物の保管、付保、積替、積戻、売却などの手続は、特にご依頼を受けた場合のほかはおこないません。
4. 取立手形および付属書類の郵送中の紛失、延着などの事故により生じた損害については、当行はっさいその責を負いません。
5. 手形取立については、当行手数料のほか特に要した費用をいただきます。  
なお、ご依頼の有無にかかわらず手形取立の経過照会をおこなった場合には、その照会のために要した手数料、費用についても同様です。
6. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。  
規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年3月 改定)